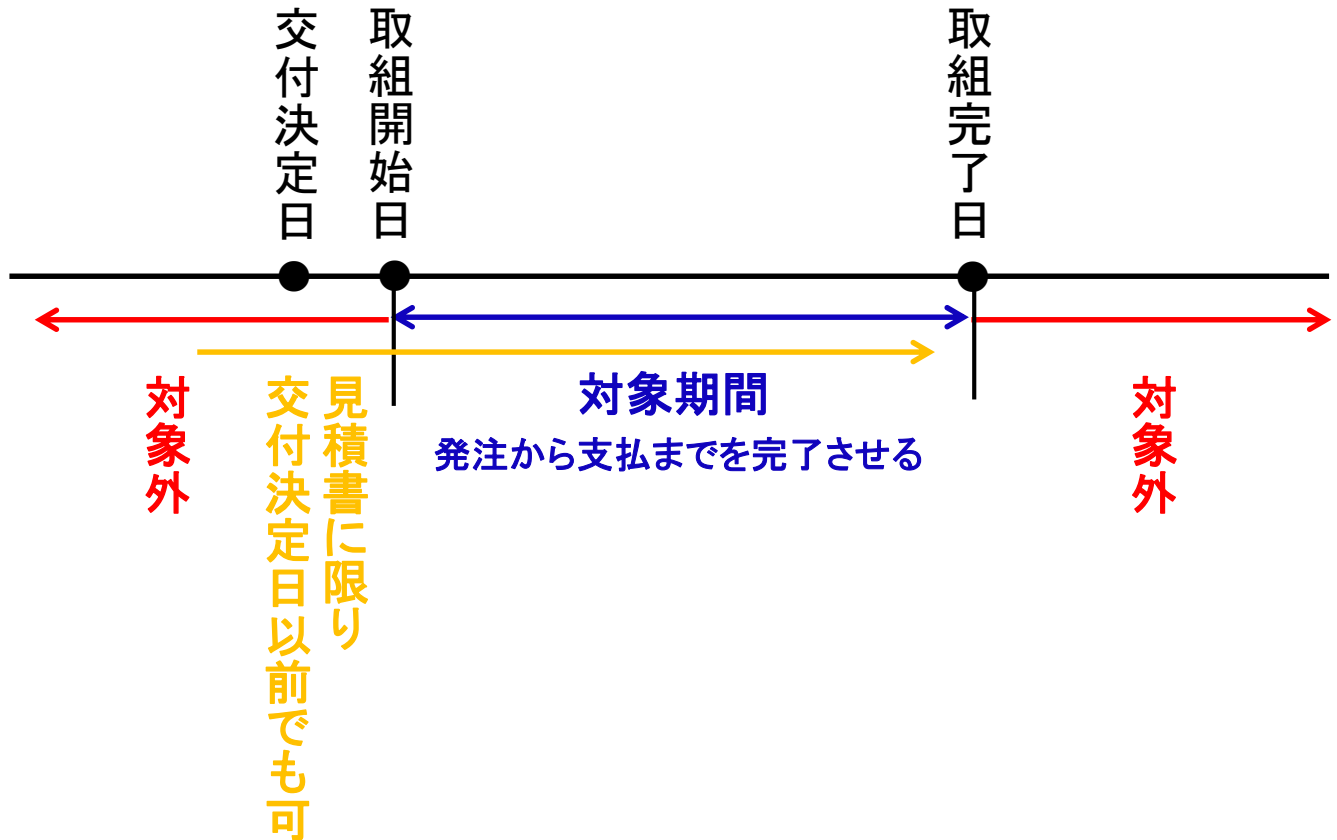


## 補助経費の対象期間について

交付決定日以降かつ、申請書に記載した取組開始日～取組完了日以内に発注から支払まで完了されたものが、対象となります。  
ただし、見積書に関しては交付決定日以前でも構いません。



- ・取組団体によっては、交付決定日と取組開始日が同日の場合があります。
- ・やむを得ず、取組完了日を過ぎてのお支払が発生する場合、事前に事務局にご連絡ください。連絡が無い場合は補助対象外となります。ただし、令和2年2月28日を過ぎるものは、いかなる理由であっても全て対象外となります。(完了予定日が令和2年3月15日までの団体は令和2年3月19日まで)